現　場　説　明　書

工　事　名：22-A35F　平成２２年度京丹波町和知支所屋根改修工事

工事場所：京都府船井郡京丹波町本庄地内

本現場説明書をもって、現場説明に替える。

（現場説明会は実施しません。）

平成２２年　９月

京丹波町

目　　次

注）●印は本工事に適用する。

Ⅰ　一般事項

１．位置及び周囲の状況等

１）位置等

　計画地は船井郡京丹波町本庄に立地し、周辺には住宅等があるため、工事にあたっては、交通渋滞・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、近隣住民に迷惑のからないよう十分配慮してください。

２）配慮事項

　本工事は施設を開放しながらの工事であり、工事区域と来客の動線が交差した下での工事です。したがって、騒音、振動を行う工事や室内での作業は事前に監督職員と調整し使用状況を確認して作業を行ってください。

　本工事に伴う安全対策、養生等は請負者の責務において行ってください。

３）工期について

　作業時間については、行政機関の休日の施工とします。

　また、行事、施設の利用状況等により作業を中止させていただくこともありますので、事前に監督職員と十分に調整してください。

２．施工にかかる条件

１）工事期間に係る内容

　契約工期及び工事期間　契約の翌日　～　平成２３年１月３１日

　全ての工事は上記期間内に各検査を含めて終了するものとする。

２）安全・災害防止対策等

① 工事用車両（関係車両すべて）は、ステッカー貼付等により工事関係車両であることを明らかにすること。

② 工事車両等の進入・退出・停車等にあたっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。

③ 資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意すること。

④ 道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入・退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は請負者で行うこと。

⑤ 工事場外においても駐車違反・速度制限・積載制限等交通法規を遵守し、災害防止に万全を期すこと。

⑥ 協力業者及び資材納入業者等にも指導を徹底すること。

⑦ 工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、請負者の責任で誠意を持って解決に努めること。

３）施工計画等

①工事説明

　工事着手前には監督職員に施工計画書を提出し、必要に応じ周辺自治会や近隣住民へ工事説明を行うこと。また、説明書等の内容は遵守し工事期間中住民等とトラブルが発生しないよう努めること。万一トラブルが発生した場合は誠意をもって解決に努めること。

②仮設工事等

　設計図書等をもとに仮設計画を行い、関係法令に基づく確実な仮設工事を行うこと。飯場の建設及び建物内での宿泊は禁止する。

③工事名称等の表示

　工事名称等の表示は別紙－１に示すものとし、別途監督職員の指示する場所に掲示すること。

４）工事場内外の管理

工事場内の資材の保管等については請負者において十分な管理を行うこととし、各工種・

工程における廃材・ゴミ等についても、行為者を問わず工事施工者の責任において遅滞なく処理すること。

工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等が流出した場合は速やかに清掃を行うこと。

５）作業時間

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日（以下一から三項）に工事の施工を行うこと。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

一　日曜日及び土曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

作業時間　騒音を伴う場合　　　：午前９時００分～午後５時００分

を原則とし、事前に監督職員、近隣自治会等と調整すること。

６）関連工事への協力

関連工事が発注された場合は、協力し、互いに十分に調整を行うこと。

７）設計図書及び建設業法に基づく施工体制台帳・施工体系図を作成は、特記仕様書に準じる。

８）工事期間中、「京丹波町工事等検査規程」により、町の随時検査を受けること。

９）工事範囲内において工事用進入路確保のため行う鉄板敷き等の必要な措置は、請負者で行うこと。

また、仮囲い等については、設計図書等をもとに確実に行うこととするが、工事途上で屋外工事等のために仮囲い等の移設・一時撤去復旧が必要となった場合は、関連工事と十分な調整を行うこととし、必要に応じて可動フェンス(H=1.8m)等により工事範囲の明示と安全の確保を行うこと。

10）本工事は学校開校中の工事であり、学校行事等により工事種別及び作業時間の制約を受ける場合がある。監督職員及び学校と連絡を密にして、充分な協議の上、工事を進めること。安全面及び清掃についても充分留意すること。

11）停電・断水等、学校や近隣住宅等に支障がでる工事の場合は、監督職員及び学校等と事前に協議を行い実施すること。

12）工事報告書、施工計画書及び打合せ記録等　別に定める書類を所定の時期に提出すること。

13）工事用水・電力、構内既存施設の利用

・工事用水　　　●　可（●有償・〇無償）　　　〇　不可

・工事用電力　　●　可（●有償・〇無償）100Vのみ〇　不可

15）交通誘導員の配置

総計　０名　（交通誘導員Ａ　０名、交通誘導員Ｂ　０名）

・常　時　　　交通誘導員Ａ　０名／日

　　　　　　　交通誘導員Ｂ　０名／日

・大型車の出入及び車両の多い日　交通誘導員Ｂ　０名増員／日

・その他、必要に応じ現場周辺要所に配置

・配置時間は作業開始前後の準備・移動時間を含むものとし、昼の休憩時間も適宜配置のこと。

注）交通誘導員Ａは、警備員等の検定等に関する規則（平成１７年１１月１８日国家公安委員会規則第２０号）に基づき交通誘導警備検定合格者（１級又は２級）とする。

16）通行規制等

①　周辺道路の通行規制

●　な　し　〇　あ　り（必要に応じて警察署、道路管理者と協議してください）

②　通学時間帯の通行規制

●　な　し　〇　あ　り（午前　時　分　～　午前　時　分）

17）敷地内通路等の安全確保

各通路の通行と安全の確保を行うこと。

３．質疑事項

１）質疑事項は、所定の用紙に記入のうえ電子メールにて提出すること。（詳細については入札公告共通事項参照）

※質疑がない場合は、提出不要です。

２）質疑回答書の扱いその他

① 質疑及び回答書は、設計書の一部として、入札条件になります。

② 質疑及び回答書の提出・交付に応じない方でも、その内容について、すべて承知したものとして入札を行います。

４．数量書について

別添数量書は、入札参加業者各位が積算業務を行う上での参考として公開するもので、設計条件となる設計図書には該当しませんので、参考として利用してください。

５．工事費内訳書の作成について

工事費内訳書作成に当たっては、次の点に注意してください。

１）工事費内訳書の様式は「任意」としていますが、配付の参考数量書を参考にして科目別内訳まで作成してください。

表紙には、工事名、商号名のみを記載し、工事費内訳書合計金額は、他に知られることがないよう表紙には記載しないで、あとのページに記載してください。

２）工事費内訳書合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成し、入札書に記載する金額に対応するよう作成してください。ただし、必ずしも一致する必要はありませんが、入札書に記載する金額は工事費内訳書の合計金額（消費税抜き）以下としてください。

注）本町ホームページに掲載されている「入札に当たっての留意事項」によらず、本項を優先する。

６．その他一般事項

１）請負者は各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めること。

２）請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式※により提出することが出来る。

※様式：別途契約後配布の提出書類書式集による。

３）保険の付保及び事故の補償について

① 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

② 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

③ 請負者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書及び「建退共運営実績計画書」を工事請負契約締結後１ヶ月以内に、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済組合制度適用事業主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時に「建退共運営実績報告書」を提出しなければならない。

(1) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。

(2) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣

旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び添付を促進すべきこと。

(3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

④ 火災保険等（工事請負契約書案　第50条関係）について、建築工事は建設工事保険、設備工事は組立保険、改修工事はﾘﾌｫｰﾑ保険等に付してください。保険証を提示し、その写しを提出してください。３項によるその他の保険に付した場合も同様とします。

保険の対象は基礎工事を含み、請負契約の対象となっている工事全体とし、保険期間は工事対象物完成引渡しまでとする。

ただし､年間を通じて請け負った工事の全てを対象とする上記保険同等の保険に加入している場合は、本工事が付保されていることを証明する保険会社等の発行する証明書を提出してください。

４）工事実績情報の登録について

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝　日等を除き１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

また、登録完了後は「登録内容確認書」を１部監督職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

５）品質証明書等

請負者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、その他の使用材料については、検査時に「使用材料一覧表」として提出しなければならない。

区　分	確認材料名	摘　要
建築主体工	各防水シート	

６）段階確認

請負者は、共通仕様書に定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、請負者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
建築主体工	防水シート	施工前（施工位置確認）

〃	塗膜防水	施工前（施工位置確認）
〃	ドレン改修	施工前（施工位置確認）
〃	足場設置	施工前（設置方法確認）

Ⅱ　特記事項

１．セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する取扱いについて

本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとし基準値以下の場合使用を可とする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合には、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

地盤改良工　固結工　　　　：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
同上　　　表層安定処理工：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
同上　　　路床安定処理工：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
舗　装　工　各種舗装工　　：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
仮　設　工　地中連続壁工　：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
合計　＿＿検体

タンクリーチング試験対象工種及び検体数

地盤改良工　固結工　　　　：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
同上　　　表層安定処理工：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
同上　　　路床安定処理工：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
舗　装　工　各種舗装工　　：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
仮　設　工　地中連続壁工　：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
合計　＿＿検体

※検体数は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領による。

※試験により溶出量が土壌環境基準を超える場合、溶出量の少ない固化材の使用や配合設計の見直し等を行うこと。

２．排出ガス対策型建設機械の使用について

１）本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。

当該機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。

２）施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。

３）これによりがたい場合（請負者の都合による場合を除く）は、監督職員と協議のうえ、設計変更等の処理を行うものとする。

４）その他、本工事で使用する建設機械等については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)」を適用する。

機　　種		備　考
・バックホウ ・ブルドーザ ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （基礎工事用機械※の内、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	・トラクタショベル（車輪式） ・発動発電器（可搬式） ・ホィールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上、260kw以下）を搭載した建設機械に限る

３．産業廃棄物運搬車輌の表示等

工事現場から産業廃棄物を運搬する車輌（自己運搬を含む）には、法令*に従い車輌側面への表示及び書面の備え付けを行うこと。

※法令*：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行令第６条第１項第１号

４．産業廃棄物税について

１）平成１７年４月１日より「京都府産業廃棄物税条例に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

２）また、中間処分施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

３）なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

５．枠組足場の設置工法等について

請負者は足場工の施工にあたり、足場は「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省　基発第０４２４００１号）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の２の（２）手すり据え置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式に基づき行うこと。

６．特別管理産業廃棄物管理責任者について

アスベスト除去など特別管理産業廃棄物を生じる工事おいて排出事業者（元請負業者）は工事現場ごとに専任で「特別管理産業廃棄物管理責任者」（以下「特管物管理責任者」という。）を設置する必要があります。（廃掃法第１２条の２　第６項）特管物管理責任者の資格者が、現在自社に居ない場合、居ても当該現場に専任出来ない場合は、当該工事担当者が工事着手までに特管物管理責任者に関する講習会を受講するか、もしくは下請業者等の従業員の中の同講習会修了者を特管物管理責任者として選任して下さい。

その際、産業廃棄物の処分責任はで排出事業者（元請業者）にあるという処分責任の所在を明確にするため、下請業者との契約書の中に次の内容を盛り込み、契約書の写しを提出して下さい。

・ 元請業者と下請業者との間で「特別管理産業廃棄物管理責任者」が従事する業務内容について明確かつ詳細に取り決めたもの。
・ 元請業者と下請業者との間で廃掃法に定める排出事業者に係る責任が元請業者に帰することが明確にされていること。
・ また上記業務内容について元請業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を変更できること。

また、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について事前に設置報告書を提出して下さい。
なお、京都市内においては同管理責任者の設置について別途、京都市あて設置報告書を提出する必要があります。

※特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講する場合
問い合わせ先　:　社団法人 京都府産業廃棄物協会　℡075－645－3085

７．環境等の保全

１）工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
２）原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
３）調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
４）地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

８．環境対策（低騒音型・超低騒音型建設機械の使用）

本工事においては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械を使用すること。

９．再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策

再生コンクリート砂を使用する場合は、事前に監督職員と協議した上で、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。
なお、試験方法は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年８月２３日付け環境庁告示第４６号）によるものとする。
試料は､使用する再生コンクリート砂として､各工事で１購入先当たり１検体の試験を行う。
なお、六価クロム溶出試験に必要な費用は、請負者が負担するものとする。

10. 届出等

１）請負者は､工事の施行に当たり､暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は､速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。
２）請負者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

11. 不正軽油の使用防止

１）軽油についてはＪＩＳ規格軽油を使用すること。
２）燃料調査を実施する時は協力をしなければならない。

12. 調査・試験に対する協力

１）請負者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない
２）請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には､次のような協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。
・調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
・調査票を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場

合には、その実施に協力しなければならない。
・正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
・対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

３）請負者は当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。

４）請負者は、当該工事が発注者の実施する施行合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。

13. 過積載による違法運行の防止について

１）積載重量制限を越えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２）運搬管理表を作成し、報告すること。

14. 建設副産物の取扱い

１）再生資源利用［促進］計画・実施書について

建設副産物対策近畿地方連絡協議会が発行（平成１２年４月）する再生資源利用［促進］計画・実施書を使用するものとする。

作成した再生資源利用［促進］計画・実施書は３部作成するものとし、１部は請負業者が自社で工事完成後１年間保管し、残りの２部については監督職員に提出すること。

２）建設副産物等処理計画・報告書、建設発生土処理計画・報告書及び運搬管理表を作成し、提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等の使用制限

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（１）から（５）を満たすものとする。

１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

３）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

５）上記１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は､ホルムアルデヒドを発散しないか､発散が極めて少ないものとする。

※なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散が極めて少ないものとは発散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。

16. 化学物質の室内濃度測定に係る特記事項

１）測定個所

〇建物内　（　　　）箇所　〇屋外　（　　　）箇所

なお、測定する箇所（室）の特定については、監督職員の指示による。

２）測定物質

測定	測定物質	基準値
〇	ホルムアルデヒド	100μｇ/ｍ³(0.08ppm)以下であること
〇	トルエン	260μｇ/ｍ³(0.07ppm)以下であること
〇	キシレン	870μｇ/ｍ³(0.20ppm)以下であること
〇	エチルベンゼン	3,800μｇ/ｍ³(0.88ppm)以下であること
〇	スチレン	220μｇ/ｍ³(0.05ppm)以下であること
〇	パラジクロロベンゼン	240μｇ/ｍ³(0.04ppm)以下であること

※●を測定すること。

３）採取条件

①日照が多いことその他の理由から、測定の対象となる特定測定物質の濃度が相対的高いと見込まれる箇所（室）において、採取を行うこと。

②測定は中央付近の床から概ね１．２ｍ～１．５ｍの高さにおいて採取すること。

③測定する箇所のすべての窓及び扉（造付家具、押入等の扉を含む）を３０分間開放し、当該箇所の外部に面する窓及び扉を５時間以上閉鎖した後、採取すること。
この間、当該測定箇所への出入りは最小限にとどめ、かつ、迅速に行うこと。
なお、連続的な運転が確保できる全般（２４時間）換気のための設備を有する箇所にあっては、当該換気設備を稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放すること。

（注）５時間以上閉鎖の間に採取を開始してはならない。

④採取を行う時間が２４時間未満である場合にあっては、その中央の時刻が午後２時から午後３時までの間となるように採取時間を設定すること。
（採取時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とすること。）

４）測定方法

〇パッシブ形採取機器を用いる方法

〇検知管法　〇検知紙法　〇定電位電解法　〇吸光光度法

〇測定方法は、平成１３年国土交通省告示第１３４７号に基づく評価方法基準の「第５　６－３（３）ロ」に定められた方法、機器によること。

５）厚生労働省が定める指針値を超えた場合の措置

〇発散源を特定し換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。

６）報告書の提出

採取にあたっては、採取年月日・採取条件を記録しておき、各測定物質・各箇所（室）ごとに「化学物質の室内濃度測定結果等報告書」を作成し、各採取機器分析機関による分析結果にて指針値を下回ることを確認の上、完成検査時に提出すること。

測定値が指針値を上回ったときの再測定は本工事において行うこと。

［報告書作成にあたっての注意事項］

①「内装工事完了年月日」欄には、造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む内装工事が完了した年月日を記入すること。

②「測定器具の名称」欄には、採取器具の名称を記入すること。

③「製造者」欄には、採取器具の製造者の名称を記入すること。

④採取が２日以上に渡った場合は、「採取年月日」欄に採取開始日及び採取終了日を並記し、「採取時刻」欄には採取開始日における採取開始時刻と採取終了日における採取終

了時間を並記すること。

⑤「室温」及び「相対湿度」欄には、採取開始時刻から採取終了時刻までの間の平均値を記入すること。

17. 完成図書等の電子納品について

１）電子納品

①　本工事は、本府におけるＣＡＬＳ／ＥＣの取り組みの一環として電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務の最終成果や管理情報を電子データで納品することをいい、国土交通省大臣官房官庁営繕部策定の営繕工事電子納品要領(案)(建築設計業務等電子納品要領(案))等、京都府建設交通部策定の建築工事等電子納品実施マニュアル(案)及び京都府電子納品ガイドライン(建築工事及び建築設計業務編)(案)に基づき実施しなければならない。

また、請負者(受注者)は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事着手までに、その実施方法等について事前協議を行い、京都府電子納品ガイドライン(建築工事及び建築設計業務編)(案)で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

なお、試行段階である書類等及び図面については、電子納品の内容に応じて、成績評定において加点評価の対象とする。

②　試行段階のものにおいては、電子納品の実施が困難と判断される場合は監督職員と協議するものとし、着手前チェックシートにその旨記載した上で電子納品試行の対象外とすることができる。

③　電子納品における電子化に要する費用は請負者（受注者）の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で納品したものを含む従来どおりの紙媒体で１部提出するものとする。

２）電子納品の対象範囲

本工事完成後、「京都府電子納品ガイドライン(建築工事及び建築設計業務)（案)※」に基づき、下表の対象範囲の図書等をまとめて、ＣＤ－Ｒにて納品すること。

※京都府ホームページ参照http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html

電子納品の対象範囲

項　　目		電子納品対象
施工計画書	総合施工計画書	□
	工種別施工計画書	□
打合せ簿	工事打合せ記録	□
工程表	実施工程表	□
	工種別工程表	□
	週間工程表	□
	月間工程表	□
	※月間工程表(月報最終回分)	□
機材関係資料	試験計画書(機材検査に伴うもの)	□
	試験成績書(機材検査に伴うもの)	□
	監督職員検査記録(機材検査に伴うもの)	□
	品質証明書	□
	調合表	□
	規格証明書	□
	機材搬入報告書	□
施工関係資料	試験計画書(施工検査に伴うもの)	□
	試験成績書(施工検査に伴うもの)	□
	監督職員検査記録(施工検査に伴うもの)	□
	施工報告書	□
	工事実施状況報告書(月報)	□
検査関係資料	社内最終検査記録	□
	工事完成記録	□
	技術検査記録	□
発生材関係資料	発生材調書	□
	処理報告書	□
保全に関する資料	主要材料機器一覧表	□
	保全に関する説明書	□
	官公庁届出書類一覧表	□
	保全の手引き	□
	機器取扱説明書	□
	機器性能試験成績書	□
	官公署届出書類	□
	※計画通知書(1～4面、確認済証、検査済証)	□
	※浄化槽設置届(表紙、設備概要、汚水量算定表、人槽算定表)	□
	予備品等引渡通知書	□
	鍵・備品・工具リスト	□
施工図	建築施工図	□
	設備施工図	□
地質調査報告書	位置図、土質柱状図、推定地層断面図	□
工事写真・完成写真		■
図面	発注図	□
	完成図	■

※■部分適用とする

※完成図、施工図等をＣＡＤで作成した場合、工事写真をデジタルカメラで撮影した場合は、以下のとおり、併せてそのデータを納品すること。
・ＣＡＤデータ　：sfc形式にて納品。
・ＰＤＦデータ　：すべての図面を連結させて１つのファイルとすること。
・デジタルカメラ：「工事写真の撮り方(改訂第２版)」に記載の仕様以上とする。

18. 完成図書等の保存について

完成図書等の保存業務仕様書

－デジタル保存（ＣＤ－Ｒ作成）－

（１）　データの入力形式（※図面よりデータ作成）

・ＰＤＦ／４００ｄｐｉの精度を有すること（原図サイズ）。
・特記無き限りモノクロとする。

（２）　データ・ベースの形式

・入力項目の階層は下記のとおりとし、各々は順にツリーを構成すること。
①建物名称
②工事名称
③図面等の分類、グループ化（完成図、工程表、計画通知書関係etc.）
④図面等のリスト
（完成図は図面リストを参考に作成し、その他のグループリストは任意とする。）
（各グループの先頭図書を１番とする。）
⑤図面

（３）　イメージ・データとデータ・ベースのリンク

・ファイルのイメージ・データはデータ・ベースの中（インターネット・ブラウザ）から起ち上げ（入力項目の各階層により検索・呼び出し）が可能なこと。

（４）　動作環境

・検索は標準的なＷｉｎｄｏｗｓマシンの環境で作動するものとする（専用ソフトを必要とするものは不可）。

（５）　記録媒体

・成果品はＣＤ－Ｒ（１～６倍速書き込み対応ディスク）に収録することとし、媒体には読み込み可能な状態でタイトル等を印刷すること。
・提出は１セットとする。

（６）　その他

・計画通知書その他諸官庁関係書類（Ａ４、Ａ３）のデータ作成に当たっては、Ａ４サイズ２枚を一組とし、Ａ３サイズによることとするが、実施にあたっては監督職員と協議を行うこと。

19. 建設発生土の搬出についての特記事項

１） 建設発生土については、構内指示場所に敷き均しとします。

２） これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとする。

３） 建設発生土処理計画書・報告書の作成

①請負者は、工事を施工する場合において、あらかじめ建設発生土処理計画書を作成すること。なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

②施工後は、建設発生土処理報告書を提出すること。

20. 建設発生土の受入についての特記事項

建設発生土等を受け入れる場合（購入土を含む）は、土砂条例に基づき、以下の内容を確認する等、土砂を搬出する場合の取扱いに準じて土砂の安全性を確認すること。

１）汚染要因に関する調査票を搬出先に求める

２）汚染要因が認められる場合には、搬出先に土砂条例施行規則第７条第３項第１３号及び第４項に規定する土壌調査を依頼し、これらの書類を受理すること。

・ 土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第７条第３項第 13 号）
・ 土壌調査資料採取報告書（第４号様式）（第７条第３項第 13 号）
・ 土壌分析結果証明書（写し）（第７条第３項第 13 号）

なお、土壌調査費については、設計変更で対応することとする。

残土の受入に必要な以下の資料は、監督職員から受領すること。

・ 土砂発生元証明書(第３号様式)（第７条第３項第６号）
・ 土砂等の発生から処分までの処理工程図（第７条第３項第７号）
・ 土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図（第７条第３項第 11 号）
・ 予定容量計算書（第７条３項１２条）

21. 石綿処理に係る工事仕様書

第1章　一般事項

1.1　適用範囲

(1)　この工事仕様書は、吹付け石綿および石綿を含む建設材料（以下「石綿含有材料」という。）を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事（以下「石綿含有建築物解体等工事」）を施工する場合に適用する。

石綿含有材料はすべての種類の石綿及びそれらをその重量の0.1%を超えて含有するものをいう。

石綿含有材料の種類は、吹付けアスベスト、アスベスト保温材、アスベスト成形板をいう。

なお、既に封じ込まれている吹付けアスベスト等も、吹付けアスベストと同様の扱いとする。

(2)　この工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。

1.2　法令等の遵守

施工にあたっては、大気汚染防止法（昭和43年法律97号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年　法律137号）、労働安全衛生法（昭和47年　法律57号）、石綿障害予防規則（平成17年　厚生労働省令21号）、京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例(平成17年 京都府条例第45号)等、石綿処理に関する諸法令を遵守し、第三者に危害を与えることのないように施工する。

諸法令の適用及び運用は請負者の負担と責任において行う。

1.3　施工計画書

事前に、石綿障害予防規則第４条に定められた内容を盛り込んだ施工計画書を作成し、監督員に提出して承諾を得た後に施工する。

1.4　関係官庁への届出

請負者は作業に必要な提出書類等の届出について遅滞なく行う。

1.5　従事する作業者等

(1)　請負者は「石綿含有建築物解体等工事」にあたり石綿障害予防規則第19条に基づき「石綿作業主任者」を選定し、資格証明書及び工事経歴書の写しを施工計画書に添付する。

(2)　従事する作業者は、６ヶ月以内に特殊健康診断（特定化学物質等障害予防規則第３９号）を受診したものとし、その内容を施工計画書に添付する。

1.6　事前教育

請負者は、「石綿含有建築物解体等工事」に従事する作業者に対して、事前に石綿障害予防規則第27条に基づく特別教育を行い、その実施内容を監督員に報告する。

第２章　作業上の遵守事項

2.1　使用状況の事前調査

(1) 建築物その他の施設等において使用されている石綿含有材料の使用状況（材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。以下同じ。）を設計図書等及び現場目視によって調査し、記録する。

(2)　(1)の調査において石綿の使用状況が判明しない場合は、石綿等の使用の有無を分析により調査し、記録する。この場合、採取箇所を湿らせてから試料の採取を行い、採取後は粉じんが

飛散しないよう補修を行う。

2.2　浮遊石綿濃度測定等

(1)　吹付けアスベスト及びアスベスト保温材･アスベスト成形板の除去作業又は囲い込み工事を施工する場合は次による。

ア　請負者は、作業前、作業中、作業後の浮遊石綿濃度を測定し報告書を提出する。

　作業前　測定場所は処理作業室内ないとし、測定点は部屋面積により１点又は２点・測定箇所は２箇所とする。

　作業後　測定場所は処理作業室内ないとし、測定点は部屋面積により１点又は２点・測定箇所は２箇所とする。

・　上記のほか図示による〇〇箇所を測定する。

※　処理作業後の測定は作業が完了してから１週間以降に行う。

イ　測定は、作業環境測定法により認定された第三者試験機関が行うものとし、施工計画書に記載する。

(2)　アスベスト成形板の除去工事を施工する場合は次による。

・　目視による監視を実施する。

●　上記(1)による浮遊石綿濃度を測定し報告書を提出する。

2.3　石綿含有材料の除去作業

(1)　吹付けアスベスト及びアスベスト保温材の除去作業は､次の方法により解体又は改修工事に先立って行う。

ア　除去作業を行う場所は、プラスチックシート等（壁等の場合0.08㎜以上、床の場合0.15㎜以上の厚さのビニールシートなどをいう、以下同じ）で覆うなどして、周辺と隔離する。

イ　隔離した区画の出入口には、前室を設ける。

ウ　隔離した区画は、石綿の飛散を防ぐことのできるフィルター（日本工業規格Ｚ４８１２に規定する超高性能微粒子フイルター及びこれに準じたものをいう。）の付いた換気装置によって換気し、常時負圧を保つ。

エ　除去作業者には、呼吸用保護具、防護メガネ及び作業衣等を着用させる。

オ　除去作業は、石綿部分を湿潤化した後に行い、石綿が残留しないように注意する。

カ　石綿含有材料を湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過処理その他の適切な処置を行う。

キ　石綿含有材料を除去した部分には、飛散防止剤を散布する。

ク　除去作業に使用した工具及び資材等は、付着した石綿を取り除いた後、当該作業区画の外へ搬出する。また、着用した作業衣等は、付着した粉じんを除去した後に区画外へ搬出するか、又は処分する場合は石綿等の廃棄物と同等の措置を行う。

ケ　隔離に使用したプラスチックシート等は、真空掃除機等で清掃した後、飛散防止剤を散布し、作業区画内の空気の除じんを十分行った後に取り外す。

コ　区画した作業区域には、「石綿等の取り扱い作業者以外立入禁止」の表示を行う。

サ　作業場には、「禁煙・飲食禁止」、「石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす影響、石綿等の取り扱いの注意、使用すべき保護具」、「石綿処理情報、作業内容」の掲示を見やすい場所に掲示する。

(2)　建物内部アスベスト成形板の除去作業は、次の方法により行う。

ア　アスベスト成形板の除去は、内装及び外部建具等の撤去にさきがけて行う。

イ　除去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損個所や換気扇枠等で粉じんが外部に飛散する恐れがある個所をプラスチックシート等で塞ぐ。

ウ　アスベスト成形板の除去は、可能な限り破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。

エ　除去作業中は散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。

オ　除去作業者には、呼吸用保護具、防護メガネ及び作業衣等を着用させる。また、着用した作業衣等は付着した粉じんを除去した後に区画外へ搬出するか、又は処分する場合は石綿等の廃棄物と同等の措置を行う。

カ　除去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び片付けを十分に行う。

キ　区画した作業区域には、「石綿等の取り扱い作業者以外立入禁止」の表示を行う。

ク　作業場には、「禁煙・飲食禁止」、「石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす影響、石綿等の取り扱いの注意、使用すべき保護具」、「石綿処理情報、作業内容」の掲示を見やすい場所に掲示する。

⑶　建物外部アスベスト成形板の除去作業は、次の方法により行う。

ア　対象箇所の周囲を当該部分の高さと同程度まで防じんシート等で囲う。

イ　アスベスト成形板の除去は、可能な限り破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とし、できる限り原型のまま除去する。

ウ　除去作業中はアスベスト成形板を下記により常に湿潤な状態として作業を行う。

〇　散水による湿潤化

・　飛散防止剤等の散布による湿潤化

エ　除去作業者には、呼吸用保護具、防護メガネ及び作業衣等を着用させる。ただし高所作業等で防護メガネの着用が視界を妨げる等、安全確保に支障がある場合はこの限りではない。作業衣等は付着した粉じんを除去した後に区画外へ搬出するか、又は処分する場合は石綿等の廃棄物と同等の措置を行う。

オ　除去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、清掃及び片付けを十分に行う。

カ　区画した作業区域には、「石綿等の取り扱い作業者以外立入禁止」の表示を行う。

キ　作業場には、「禁煙・飲食禁止」、「石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす影響、石綿等の取り扱いの注意、使用すべき保護具」、「石綿処理情報、作業内容」の掲示を見やすい場所に掲示する。

※「手ばらし」とは、アスベスト成形板の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除またはその位置において人力により破砕して現位置より除去することをいう。一般的には破壊しなければ飛散はないが、やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で作業を行う。

2.4　封じ込め、囲い込みの作業

石綿含有材料の封じ込め又は囲い込み作業は、次の方法により行う。

ア　封じ込め又は囲い込みの作業実施前に、既存の石綿含有材料の劣化損傷、建材下地との接着の状況等を確認し、必要に応じ石綿が飛散しないよう補修を行う。

イ 封じ込め作業にあたっては、作業実施前に飛散防止剤の接着性、浸透性等の性能を確認し、適正なものを使用する。囲い込み作業において石綿の飛散を防ぐために飛散防止剤を使用するときも同様とする。

ウ　作業に際しては、作業場所の隔離、フィルターの付いた換気装置による換気等、2.3石綿含有材料の除去作業に準じた作業を行う。

2.5　解体工事によって発生した廃材の集積・運搬

⑴　吹付けアスベスト及びアスベスト保温材の廃材

ア　除去された廃材は、次のいずれかの方法で石綿の飛散防止を図る。

㋐　十分な強度を有する耐水性の材料で二重に梱包する。

(ｲ) 固形化する。

イ 運搬するまでの保管は、特別管理産業廃棄物保管基準に従い次による。

(ｱ) 保管は、保管施設で行い、石綿が飛散しないようにする。

(ｲ) 保管施設には、周囲に囲いを設け、見やすい個所に石綿の保管場所であること及び保管する廃棄物の種類（廃石綿等）並びに特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名と連絡先を表示する。

(ｳ) 石綿廃棄物に他の物が混入するおそれがないよう仕切りを設ける。

ウ 収集・運搬は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者が特別管理産業廃棄物収集・運搬基準に従い、他の廃棄物と混合する恐れのないように他のものと区別して収集し運搬する。

(2) アスベスト成形板の廃材

ア 作業において、破砕された廃材は湿潤化のうえ、丈夫なビニール袋（厚0.15㎜以上）に入れる等、飛散防止の処置をする。

イ 運搬するまで、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め他の内装材と区別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止の措置をする。また、保管場所には、アスベスト成形板であることの表示を行なう。

ウ 収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業者が行い、運搬車両の荷台に覆いを掛けるなどの飛散防止を講じるとともに、運搬途中に振動等で破損しないようにする。

2.6 工事現場の清掃、廃棄物の処理

工事の終了時は工事現場及びその周辺に、石綿含有材料の破片その他の石綿を含有するくずが残存しないよう後片付け及び清掃を行う。

また、石綿含有材料の破片その他の石綿を含有するくず及び他の廃棄物は、次によるほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に定めるところにより処理する。

ア 吹付けアスベスト及びアスベスト保温材は、特別管理産業廃棄物として特別管理型処分場で処分する。

イ アスベスト成形板は、一般産業廃棄物として安定型処分場で処分する。

ウ 石綿含有建材の処分にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により管理を行うこと。また、管理票には、石綿含有建材であることを明記すると共に、他の廃棄物と別の管理票により処理すること。

エ 石綿含有建材の撤去・処分等の処理が完了した時は速やかに監督職員に報告し、管理票の写し等により処理内容の確認を受けること。

オ 石綿含有処分先は、京都環境保全公社　瑞穂　とする。

2.7 工事現場における標示について

建築物等の解体作業における石綿のばく露防止対策等の実施内容の掲示は、以下の場合に関係労働者のみならず周辺住民へ周知するために作業現場のも安い場所に掲示すること。

ア 石綿を使用した建築物等の解体等の作業を行う場合
（所轄労働基準監督署長に石綿に関する計画の届出・作業の届出が必要な場合）

イ 石綿を使用した建築物等の解体等の作業を行う場合
（所轄労働基準監督署長に石綿に関する計画の届出・作業の届出が不必要な場合）

ウ 石綿を使用していない建築物の解体等の作業を行う場合

別紙－１

【工事現場における標示について】

１　工事名称等標示板

工事内容:屋根の工事をしています。

工事種別:改修工事

２　協力等依頼看板（大きさｗ＝１１００　ｈ＝１４００程度）

お　願　い

平成　　年　　月　　日より
平成　　年　　月　　日まで

〇〇〇〇〇〇〇〇工事を施工します。
工事中は皆様方に何かと御迷惑をお掛けすることがあるかと思いますが、できる限りの注意と努力を払いますので、何とぞよろしく御協力下さいますようお願いします。

平成　　年　　月　　日

（　施　工　業　者　）
複数の場合は連名とする。

３　その他、上記以外に必要が生じた場合は、その都度協議することとする。